

## 議案第7号

新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

新居浜市都市計画税条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同法第8条第1項第1号に規定する用途地域内」を「次の各号に掲げる区域のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定められた予定処理区域（前号に規定する区域を除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新居浜市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画税の課税区域を見直し、税負担の公平化を図るため、本案を提出する。